



SDGs説明

教えてマツタマン!



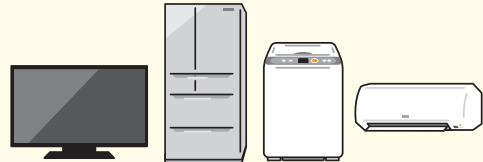
第80回

家電リサイクル法に基づく
家電4品目の出し方を知ろう

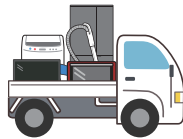
家電リサイクル法に基づき、家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど)はメーカーがリサイクルします。

粗大ごみや小型家電として出すことはできません。**また、東部知多グリーンセンターに直接持ち込みはできません。**

対象品目

テレビ(有機EL・液晶・プラズマ・ブラウン管)
冷蔵庫、冷凍庫、保冷庫、保温庫
洗濯機、衣類乾燥機
エアコン、ウィンドタイプエアコン など

処分方法	必要なもの
①指定引取場所へ直接持ち込み	●家電リサイクル券 (メーカー名や品目を控え、郵便局で購入してください)
②家電量販店へ依頼	●リサイクル料金 ●収集運搬料
③収集運搬許可業者へ依頼	

豊明市から近い
指定引取場所■西濃運輸(株)名古屋東支店
日進市浅田町美濃輪1-12
☎052-807-0924■佐川急便(株)豊田営業所
豊田市上丘町大下22
☎0570-01-0579■岡山県貨物運送(株)名古屋南営業所
東海市新宝町507-39
☎052-825-3031

収集運搬許可業者

■トヨタケユニティ(株) ■(株)中西 ■(株)三四四
☎0562-98-0200 ☎0562-97-6925 ☎0562-55-9050

家電リサイクル券に関するお問い合わせ

■家電リサイクル券センター
☎0120-319640家電リサイクル券センター
ホームページ

料金について

リサイクル料金

リサイクル料金はメーカーによって異なります。
詳細は、左記二次元コードをご確認ください。

第37話 エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の処分方法

絵:豊明高等学校イラストレーション部
川村ななみさん